

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

※市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週38時間45分を基本に上記と異なる就業時間となります。

(2) 休暇制度の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		1暦年20日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認められる期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認められる期間(90日以内、ただし結核は1年以内)
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	骨髓バンクへの登録、骨髓液の提供	職員が骨髄移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等以外の者に骨髓液を提供する場合で勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1暦年5日以内
結婚休暇		職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内

区分	種類	内容
特別休暇	不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき 5日以内（体外受精及び顕微授精の場合は10日以内）
	妊娠通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与える程度に及ぶものであると認められるとき 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日1時間以内の期間
	妊娠疾病休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められるとき 14日以内
	育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）
	保育時間	生後1歳に満たない子を保育のために必要と認められる時間 1日2回それぞれ30分以内
	配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日以内
	子の看護休暇	中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年5日以内（ただし中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）
	短期介護休暇	負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間（ただし、要介護者が2人以上の場合は10日）
	忌引	職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 配偶者・父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など

区分	種類	内容
特別休暇	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1日以内
	夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内
	災害による住居の滅失および損壊	地震等の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内
	災害等による通勤困難	地震等の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	地震等の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
	生理休暇	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3年を超えない期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事する期間（無給）	1暦年 30日以内

（3）年次有給休暇の取得状況

職員には1年（暦年）あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20日間を限度として翌年に繰り越すことができます。

2022(令和4)年1月1日～2022(令和4)年12月31日の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区分	平均日数
市長部局等	10.9日
消防部局	15.2日
上下水道部局	11.7日
教育委員会	7.9日

(4) 介護休暇の取得状況 (2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消防部局		教育委員会		上下水道部局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0